

# 令和8年度久御山町地域産業振興就労プロデューサー事業 企画提案仕様書

## 1 事業の主旨・目的

町内事業所の課題となっている「人材の確保」に焦点を当て、地域の魅力を伝えるとともに、産官学が連携して地域への就職を促進し、就職後も連携や支援により町内への定住へとつなげていくためのしくみづくり「地域への就職＝就域」の考え方のもと、事業所の人材を確保し経営の安定化を図る支援とともに女性や高齢者、外国人、育児や介護との両立を目指す人材など多様な人材が活躍できる雇用環境の整備を目指す。

本事業は、久御山町第3期産業振興計画に沿ったものであり、同計画に係るアクションプランと整合を図るとともに、近年飛躍的な進化を遂げている生成AIといったDXへとつながる最新技術を活用し、技術的な観点を持ち合わせ、就域の考えのもとで実施してきた就域ディレクター事業を発展させて包括的な雇用対策事業を実践する地域産業振興就労プロデューサー事業を位置づけたうえで実施する。

## 2 背景

久御山町には町域を国道1号、国道24号、京滋バイパスの幹線道路が通り、道路網が整備されている一方で、鉄道駅がなく、多くの方がバスや自家用車を主な移動手段としています。

また、久御山町には約1,500（令和3年経済センサス-基礎調査）と多くの事業所があり、特に製造業者は511事業所（令和3年経済センサス-基礎調査）と製造業を中心としたまちとして発展してきましたが、昼夜間人口比率が206.6%（2020年国勢調査より）で京都府1位となっており、事業所の出退勤の時間帯は交通渋滞を招くことが多くなっています。

一方で多くの農地も広がり、ねぎ、ほうれんそう、きゅうりの策付け面積が府内1位（平成27年農林業センサス）など、府内屈指の京野菜の産地でもあります。

また、町内事業者における人材不足は深刻なものとなっており、本町における有効求人倍率は、令和8年2月現在で「6.36」と、周辺市町村と比較すると人材不足が深刻な状況である。こうした状況の中、近年多様な労働の担い手の中で外国人材の更なる活躍が期待されている。

本町においても外国人材がその能力を最大限に発揮し、地域における新たな担い手として定着できるよう、企業による外国人材の受入や共生支援が重要となってきている。

また、近年労働力の減少や働く側の価値観の変化、働き方改革等により、

女性や高齢者、育児や介護との両立を目指す人材など多様な人材が社会で活躍している。この特徴は企業側から見ても、人材確保や生産性向上等の観点で重要視している側面もある。

### 3 業務期間

本業務における業務期間は契約日の翌日から令和9年3月26日とする。

### 4 業務の内容

1の主旨・目的を実現し、また、2の背景で挙げた久御山町の特徴を理解した上で、町内企業等からの問い合わせ対応や業務実施の指揮を行う地域産業振興就労プロデューサーとしての担当者を設置し、令和8年度に策定した第3期産業振興計画及びアクションプランを参考に久御山町と協議の上、以下の事項の業務を行う。

#### (1) 会社説明会等の人材確保策の実施

多様な人材の確保につなげるため、提案者自ら目標を定め、それを達成する事業の企画立案・および運営をすること。

#### (2) 外国人の雇用実態調査の実施、及び施策等の検討・提言

外国人材が地域における新たな担い手として定着できるよう外国人労働者を雇用する事業所における外国人労働者の雇用実態（入職経路や生活状況等）、賃金等の雇用管理状況等について産業別に明らかにできるような調査手法の企画及び実施をし、事業所、外国人労働者双方に向けての支援施策等の検討及び提言をすること。

なお対象となる約100社の企業情報について町より提供を行う。

#### (3) 雇用対策に関して有効と考える調査・検討、及び事業の実施

上記(1)及び(2)で挙げた項目以外に、提案事業者がターゲットを定めて（年齢、職種、経験、雇用形態など）町内企業の雇用または雇用定着に関する対策に対し有効、または、中長期的な雇用対策で必要と思われる各種調査・検討、及び事業の実施。

#### (4) 事業の検証等

上記(1)から(3)の事業結果から、課題や運用上の効果・課題を抽出し、解決についての検討をまとめる。

併せて(2)に関しては別途アンケートの集計及び分析結果をまとめた中間報告書を10月末日までにまとめる。

## 5 提案内容

本件事業者の選定は、プロポーザル方式により選定する。

については、「4 業務の内容」を踏まえ、具体的な提案を求める。

### (1) 業務実施方針

「4 業務の内容」の各項目ごとに、どのように実施していくかを具体的に記載した企画提案書を作成すること。

### (2) スケジュール表（業務フロー）

作業内容及び作業工程等を図（グラフ）化したスケジュール表を作成すること。

## 6 契約時の提出資料

本業務の実施に先立ち、受託者は以下の書類を提出し、承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

### (1) 管理技術者届及び経歴書

### (2) 着手届

### (3) 業務実施計画書

### (4) 工程表

### (5) その他必要書類

## 7 資料の貸借及び閲覧

本業務に必要な資料の貸与方法及び閲覧方法は、発注者と受託者の協議の上、決定する。また、借用資料は、保存管理に留意し、他の目的には使用しないこと。なお、必要がなくなればただちに発注者に返還するものとする。

## 8 協議

受託者は、業務の実施にあたり、業務の円滑な遂行を図り、久御山町と綿密な連絡・協議を行い、疑義が生じたときは久御山町の指示に従うものとする。また、協議等の記録については常に整理しておかねばならない。

## 9 工程管理

受託者は、本業務の実施計画に基づき、業務の進行状況について久御山町に適時報告を行い、適正な工程管理に努めなければならない。

## 10 紛争の回避

現地作業に係る作業者は、発注者が交付する身分証明書を常時携帯するとともに、住民に対し、特に言動に注意し、迷惑及び無用の刺激を与えないよ

うに注意しなければならない。また、作業中に生じた諸事故及び第三者に損害を与えた場合、速やかに発注者に報告し、受託者がその責任を負い、一切の処置をするものとする。

#### 11 守秘義務及び個人情報の保護

受託者は、本業務に関する事項及び業務上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩してはならない。業務を遂行する場合は個人情報保護の法律及び条例を遵守するとともに、委託を受けた個人情報の秘密保護を図り、善良なる管理者の注意をもって管理し、個人情報の外部への漏洩、滅失、毀損等を防止しなければならない。

#### 12 成果品の品質保証

受託者は、業務完了後、受託者の過失または疎漏に起因する成果品の不良箇所が発見された場合は、久御山町が必要と認める訂正補足及びその他必要な作業を受託者の責任において実施しなければならない。

#### 13 検査

受託者は、業務の遂行にあたり業務の進捗状況を久御山町に報告するとともに、作業工程の終了ごとにその結果を報告し、久御山町が必要と認めるときは、中間検査を受け、次の工程に着手するものとする。

#### 14 完了

本業務は、完了届、完了検査願、成果品納入書とともに成果品を提出し、完了検査を受け、検査合格により完了とする。

#### 15 成果品

成果品は次のとおりとする。

- (1) 令和8年度地域産業振興就労プロデューサー業務報告書（正本1部）
- (2) 外国人雇用実態調査（正本1部）
- (3) 上記電子データ（CD-Rなどの電子媒体）

#### 16 納品先

京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地  
久御山町事業環境部産業・環境政策課

#### 17 留意事項等

- (1) 本事業の成果及び著作権は久御山町に帰属するものとする。

- (2) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- (4) 町内の公共施設で実施する場合は、その場所を久御山町が確保する。その他の施設で実施する場合は、受託者が確保し、その使用料は受託者負担とする。
- (5) 町内企業等から利用料や出展費用等は徴収しない。